

UAゼンセン見舞金制度

死亡したとき

組合員死亡…すべての事由に給付されます。

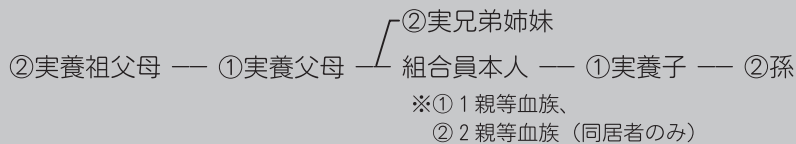
配偶者死亡…すべての事由に給付されます。(事実婚・同性婚)

家族死亡…事故死(死産・自殺も含む)のみ給付されます。(2親等は同居者のみ)

<対象となる家族の範囲>

①組合員の**1親等の血族**…実養父母、実養子

②組合員と同居中の**2親等の血族**…実兄弟姉妹、実養祖父母、孫



「養」とは、育ててくれた、または育てたの意味で、戸籍上で判断します。

甥・姪・配偶者の兄弟、子の配偶者、孫の配偶者、義理父母は対象外

30日以上休業したとき

休業…組合員が病気やケガで連続30日以上仕事を休業したとき(休日、休暇の通算可)に給付されます。

住宅が被害を受けたとき

住宅被災…組合員の現住居が火災や風水害・地震などの被害を受けたときに給付されます(単身赴任の場合は現住居および自宅)。

※塀、物置、倉庫、車庫、ペランダなど居住場所以外の付属物には適用されません。

①**全焼・流失・全損**…新築しなければ居住できない程度の被災。

②**半焼・半損**………居住床面積の20%以上の焼損、20%以上の損壊
大規模半損

床上浸水………風水害によって床上に浸水したとき。

○準半壊・一部損壊・床下浸水は対象外。

併 給

同一災害によって、二つ以上の給付事由を有する場合(例：住宅被災＋休業)等は併給されます。申請書は別々に作成して下さい。

申請期間は90日(約3ヶ月)

見舞金申請は、事由発生した日(死亡日、病気・ケガによる休業の場合は治癒出勤日、住宅被災を受けた日)から90日以内に行ってください。

90日を過ぎるとオンライン申請はできません。

給付申請書・添付書類は 確実にお願いします

☆給付申請人は、すべて「組合員本人」となります。死亡の場合も「組合員本人」をご記入ください。

☆給付条件を確認する際、不明確な部分がありますと、給付が遅れることとなりますのでご注意下さい。